

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金 しずおかの地域づくり活動賞実施要領

1 趣旨

民間非営利のNPO・ボランティアグループ等（以下「グループ」という。）が行う地域福祉活動を推進するため、優れた地域福祉活動を表彰し、その活動の充実を図ることを目的とする。

2 対象となるグループ

静岡県内において、地域が直面する様々な課題に対し、住民が主体となり、住み慣れた地域でいつまでも住み続ける地域づくりに取り組んでいるグループ

原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) グループ内の活動者が5人以上いること。
- (2) 既に活動しているグループであること。（活動年数は問わない）
- (3) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- (4) 法人は、特定非営利活動法人（NPO法人）のみとする。

3 対象外となる活動

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 地方公共団体等の委託を受けて行う活動 ※助成金の活用は可能
- (3) 特定の個人またはグループの利益のみに寄与する活動

4 表彰の贈呈

- | | | |
|----------|----|-----------|
| (1) 最優秀賞 | 1件 | 賞状、副賞30万円 |
| (2) 優秀賞 | 3件 | 賞状、副賞10万円 |
| (3) 奨励賞 | 6件 | 賞状、副賞5万円 |

5 選考方法

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、下記の点から総合的に評価し、選考する。

- (1) 地域性：地域が直面する課題に対しての取組であるか
- (2) 自主性：活動者や財源の確保等、自主性をもって活動しているか
- (3) 独創性：活動内容が独創的であるか
- (4) 協働性：他団体、他分野と連携しているか
- (5) 発展性：活動の継続が見込めるか
- (6) 波及性：他地域への波及効果が期待できる取組であるか
- (7) その他：目的とする効果をあげているか

6 その他

- (1) 申請にあたっては団体以外からの応募も可能である。
- (2) 受賞団体の取組を事例集等で掲載するとともに、本会ホームページや機関紙等で紹介する。

7 申請方法

所定の「申込書」に必要事項を記入の上、郵送または直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

なお、添付書類を含む申込書類は返却しない。

附 則

この要領は、平成29年度から適用する。